

令和6年度犯罪被害者等支援推進会議議事録

- 1 日時：令和6年9月5日（木）13:00～15:00
- 2 場所：広島県庁本館1階106会議室
- 3 出席者：池田委員、伊藤委員、河口委員、北口委員、濱野委員、檜山委員、
吉中委員
内野委員は欠席（事前聴取）
- 4 会議資料 別添のとおり
- 5 内容
県から取組を説明した後、各委員から意見を伺った。

【各委員からの御意見等】

（内野委員からの御意見（事務局からの報告））

- 議題1について、全体的な進捗状況については、今年度においても条例を施行された市町があるなど、概ね順調に進んでいると思う。
今後力を入れて欲しい取組については、子供の性被害が増えている点が気になっており、学校や子供を対象とした教育的な活動を充実化して欲しい。
- 議題2「犯罪被害者等支援に関する取組方針の見直しに向けた論点について」。
二次被害防止・軽減支援金の支給事業について、実績としては1件に留まっているということだが、本制度は弁護士が被害者やその家族を十分守るという点で、大変良い制度である。実績が1件に留まっている要因としては、一般の方々に十分に周知されていない可能性が高く、今後はもっと一般の方を対象に広報をしていくとよいのではないかと。
- 多機関ワンストップの体制について、市町には被害者支援の経験やノウハウが少なく、混乱することが多いため、市町において被害者支援センターの役割や連携のあり方についての認識が浸透していないところがある。県から市町に周知していただければありがたい。
- 見舞金について、経済的支援がいち早く受けられるという点ではとてもありがたいが、他方で診断書や居住地の証明書類などを取得するのが大変であるため、それらの手続に関して簡略化できればニーズが満たされると思う。
また、見舞金だからこそという条件を広げて、犯給金以外のところをターゲットにしていくとよいのではないかと。
- SNSによる投資詐欺の被害について、現状で紹介できる公的な機関は国民生活センターや消費生活センターぐらいしかないが、他に被害者の方が相談した先が、実は詐欺的なことをしているというケースが見られる。相談対応や情報提供について公的な機関でカバーできるように、周知の方法を考えてみるといいのではないかと。

（池田委員）

- 二次被害防止・軽減支援金の実績が1件しかないということだが、これはとても良い取組だと思う。広島県の場合、大きな事件については県警から報道の方に控えてください、ということ言われているのがとても効いていると思われる。実績の1件は全国的に注目された事件で、県外の方からの報道被害の対応を弁護士がされたことで、御家族の方も安心して生活できたと思う。
1件しかないと言っても、この施策がなければ被害者自身の大きな負担になってしまう。今ニーズがないとしても今後あるかもしれないということで、残しておいてい

ただきたい。想定件数の年間5件というのは実際ないかもしれないし、このまま2年で1件だというペースかもしれないが、ぜひ、残していただきたい。

- 性被害ワンストップセンターのシールはよく目にするので、できれば犯罪被害者支援センターに関して広報の方をお願いします、と昨年度もお願いしていたが、この実績がどうなのか。

病院で犯罪被害者支援センターのリーフレットを見たということで、支援依頼の電話があるので、どこでいつ、どういうパターンで被害に遭われた方がそういった情報を目にされるのかわからない。置いていただく価値はあると思う。

引き続き、色々な箇所に案内していただければありがたい。1ヶ所だけにスポットを当ててるのではなくて、全体的にしていいただきたい。

- 最近SNSで検索して、そこに相談するというケースが多いが、内野委員からの意見にもあったとおり、ネット上であればわざわざ検索画面の上に乗ってくるようなことがある。一番上にヒットしたからここは信頼が置けるということで、そこに連絡をしてしまい、次なる被害に遭うというケースをよく耳にする。

一つの被害だったのが二つ三つに繋がって大きな被害に遭われている方がいるので、SNSの被害であればここに相談を、ということを広報していただきたい。

- 「近年の動向等を踏まえて検討すべき施策」について、地方における途切れない支援ということで、当センターでも勉強会などがあるが、それぞれの県の報告を聞くと県レベルで体制も違うし住んでいる環境も違う。全部が同じというのはなかなか難しいのではないかと思います。

経済面についても東京と広島では違うので、全く同じことができるかという点と違うし、病院に関しても東京ではPTSDの診察ができて治療が継続的にできるという病院もあるが、広島ではなかなか難しいなどの差もあるので、一概に全て同じではなく地域の特性に合わせた形で考えるべき。

- 見舞金制度について、市町が条例を制定しているかどうかで、使える自治体と使えない自治体がある。広島県下の全市町で見舞金制度が活用できたら、皆さんが安心して安全に生活できるのではないかと。
- 市町で条例ができたということで「さあ頑張るぞ」と意気込んで空回りするということがある。市町が主役ではなく被害者が主役になるように考えないと、被害者を置いて手柄取りみたいに動いてしまうことも見受けられる。注意しながら協力体制ができればよい。被害者支援センターのことを知っていただくということも1つである。

(伊藤委員)

- 施策の実施状況について評価表があるが、評価の結果については特に意見はない。よく対応していると思う。ただし、子細に見ていくと、少し注意事項、気づきがある。全般について言えるが、こういった事業は、取組の件数といったものよりも、内容とか質の改善が重要である。こういった評価検定ではわかるものについては件数とか対象人数等を出した方がより説明力がある。そういった意味では、件数や対象人数等かなり出てはいるが、中には、所々欠落してるところがあるので、工夫していただきたい。
- 二次被害の問題。単に認知状況の問題なのか、あるいは費用負担の問題なのかといったことについて、もう少し精査がいるのではないかと。御本人とその御家族等の心理的な要因といいますか、抵抗感等もあるのではないかと。先ほど支援センターから指摘があった相談事業とか、カウンセリングとかも合わせて充実すべきではないかと。

- それから3ページ目(3)のところ。安全の確保等に関係する事項で、県の取組はわかるが、市町との役割分担、例えば、市町の児童相談所を通したのか或いは市町の相談センターを通したのか、或いは県が直接に使われたのかといった流れがよくわからないので、順を追って説明していただくと、県の取組と市町をカバーした状況がよくわかるのではないかと。
- 条例策定時点では特になかったが、日本版DBSの問題等も新しく出てきたので、今後は検討課題として入れておく必要があるのではないかと。
- 別紙の1の6ページ目。評価のAについて、想定より利用回数が少ないということだが、その想定はどれぐらいなのか。結果は出ているが、想定の方母が分からないので、比較対象が絡むと評価、点検用としてはどうか。
- 8ページ目、評価のケの説明書きに、医療機関における証拠採取キットの配備について、躊躇しているから医療機関に直接行ったのに、また警察が対応するという事で、抵抗感が強まるのではないかと、或いはまた、二次被害とは言わないが、傷つくような恐れはないのか。
- 9ページ目。中学、高校生に呼びかけながら、報告があったのが中学生の分だけなので、高校生はどうだったのか。
- 3ページ目のところ、進捗状況の見直しについて。他県の取組のところ、鳥取県の事例が出ている。県あるいは市町といった行政が主導で行う、いわばモデル的な取組が必要だろうと思うが、民間へはどうなのか。条例そのものにも、民間への広報普及を進めるという表現もあった方が良くないかと思う。モデル的な事業としては十分理解できるが、企業への普及啓発を行うと同時にモデル的な事業として、県としてもこういった取組を進めるというような注意書きが1行あるのではないかと。

(河口委員)

- 二次被害防止・軽減支援金について、母数が1件ということなので、なかなか分析は難しいと思うが、今後そういう申し出が出てきた時に聞き取りができれば、データを蓄積していくという方法が具体的にあるのではないかと。当事者への聞き取りは感情的にも難しいところが多いので、支援者から得られる情報ということで、データが集められるとどうなのか。個人情報などをどこまで届けることができるかという課題もあるが、直接的には尋ねにくい部分が出てくることのあるのではないかと。
- 警察庁から出されていた通知「地方における途切れない支援の提供体制」の中で、コーディネーターについて説明がなされていた。かなり広範な分野に渡っており、例えば警察、司法、それから矯正の分野で更生保護の部分、さらに医療、福祉、学校や教育委員会等にも触れていましたので、そういった多機関との連携を把握できるというか、どこが何をやっているのかよく知っている人というのが、なかなか人材的に得難いのではないかと。
 確保の難しさもあるし、これをどう育成するのかと考えたときに、福祉サイドから見ても、ここまで広範なものを育成する時に、現場を知っているということや、職歴も含めて、人のネットワークであるとか、制度の理解であるとか、そういったところの体感的な理解もできているということになると、書いてあることはその通りなんだけれども、実際にそういう人材を得ていく、育てていくということは大変大きな課題だと思ふ。
- また、同通知の「繰り返し被害状況の説明をしなければならないことに伴う二次的な被害を防止するため」というくだりについて。障害福祉の方では、例えば障害のあるお子さんが生まれて、医療機関に行くたび、或いは小学校に上がる時、中学校に上がる時に、毎回同じことを繰り返し説明することはかなり大変だということや、

サポートブックというのが作られていて、そこに記録をまとめて、それを読んだら分かってもらえる、というものが準備されている。そういうものを用意するのも一つの手段だと思う。

一方で、犯罪被害の情報をまとめたものを本人が保持しておくことの心理的な負担もある。家に置いておけば、目に入ると辛いことを思い出すことになる。そういう意味では、具体的な方法はこんなことが考えられるよねというものと、それ自体が被害者にとって心理的な負担になるという、アンビバレンスというか、両立しがたい部分があるというのが、本件の特徴かなと思う。ただ、方法としては本人の方から相談に来られるのが難しい場合に、アウトリーチで支援者側や窓口担当側が柔軟な対応をすることは必要かと思われる。

- 鳥取県が設けた休暇制度について、休暇を利用すること自体が「被害に遭った」という申告を職場にしなければいけないのかという点で、利用しようとするときの負担が大きいと思う。

ここへの対処はどうしたらできるのか。データを支援者側で共有するということができればいいが、個人情報の取扱いという壁があるので、そこを整備する取組が必要と思う。

- 請求権の時効延長に係る再提訴に関して、当該手続に数十万必要であるとのことだが、何がどれぐらいかかるのかということ情報を提供いただきたい。

犯罪被害に遭って損害賠償を請求して、支払いが滞っている中で、被害者サイドがそこに取り組んでいくというのはかなりしんどい。ある程度は職権で動けるようなところも必要なのかなということも考えた。大きな制度のことになってしまうので感想にとどめるが、数十万かかるのはなぜなのかというところについて、分かれば教えてもらいたい。

(事務局)

- 後半も引き続き委員に御意見を伺っていくが、その前に、3名の委員から伺った意見に対して、回答や補足説明等をさせていただきたい。

- 二次被害軽減支援金の支給につきまして、実績が1件なので見直しも考えないといけないという発言をした。これは制度自体をなくすことではなく、要件自体がそもそも使いづらいものなのかどうかという問題と、そもそも知られていないのかという問題を取り上げたのであり、1件しかないのではやめたいと思っているわけでは決してない。説明が悪くて大変申し訳ない。

あくまでもこの制度は残した上で、どうすればその被害者の方々に使いやすいように利用していただけるかを着目していきたいと思っている。

- 池田委員からいただいた御意見で、センターの広報の実績があった。今年がセンターの設立20周年ということもあり、11月に大会等もあるので、広報課と話をしながら、どうすれば一番届くかという検討を開始したところ。

- 県としても、今年1月にホームページを更新したので、県のSNSを使い、1回の広報で終わりではなく、例えば繰り返し内容を変えてセンターの存在を周知するような、そんな方法を考えている。犯罪類型ごとに相談先も異なるが、基本的にはセンターの方々が相談に乗っていただけるという実績もあるので、こういう時はここに相談をしてくださいという中にセンターを押し出して、県民の方からのパブリシティの普及、獲得というのをやっていきたい。また11月に向けて、御協力をお願いしたい。

- 我々もワンストップ体制についてどうやっていくか、これは河口委員の御意見にも繋がるが、なかなか実情が分からない状況。どういう形で運用していけば、被害者の

方の心理的な負担や追加的な被害がないように支援できるか、検討していかなければならないと思っている。

- 河口委員がおっしゃる通り、国が出してきているコーディネーターの人物像は、行政、警察に福祉と、全て詳しくないといけない。それでいて、あらゆる犯罪に関してすべて情報を拾い上げて、必要であればその支援計画等を作っていくことが求められており、人材育成するまで時間がかかるし、そのような方がそもそもいるのかという懸念はある。実際に他県で今、そういった体制を組んでいるところもあるが、東京で去年、年間6件ぐらい、滋賀県は相談のレベルをかなり広げていると思うが80件以上支援会議をやったという情報もある。どういった体制がいいのか、皆さんのお知恵をお借りしながら、あくまでも被害者のためにという観点でやっていきたい。
- 伊藤委員からの御意見であった3ページの安全の確保。市町の役割というところがあったが、まだ把握できていないので確認して回答する。
- 日本版DBSに関しましても御指摘のとおり。次の計画の中で検討していきたい。
- 6ページ、被害者支援センターで保健医療福祉サービスの利用促進が5件ということに関して、想定より利用回数が少ないという中で、そもそもの想定がどうだったかということだが、情報提供については12人を想定し、1人当たり3件の支援を行うということで、合計36件を見込んでいた。また、利用支援については支援想定人数が5人、1人あたりへの支援件数が1件で、合計5件と想定していた。
- 8ページのキ、医療機関における証拠資料のところ。「性被害ワンストップセンターもしくは警察において」と記述しておりますが、警察に行くことを躊躇っているのにまた警察行くのか、という御指摘の通りであり、一次的にはワンストップセンターがやっている。記載がわかりにくくて申し訳ない。
- 9ページのイで高校生の取組の記載がないという点は調べてまた回答する。
- 民間への広報について、企業に対して普及啓発すると意見があった。なかなか我々は企業への伝手がないが、商工会議所などにこの条例の存在や取組方針の話というのもしていくことが考えられる。なかなか企業自体が何をするのかというイメージもつきにくいところもあるので、企業に向けてこういったことをやっていけばいいのではないかというのがあれば、また御意見をいただきたい。
- 河口委員から御意見のあった休暇制度について。国も必要性を認識したものを何年から前に出しているが、実際やり始めているのは今年の鳥取県だけ。鳥取県は今年度から体制を強化しており、被害者支援センター、ワンストップセンター、県警からの駐在も県の行政も同じフロアで一括してやっているとのことで、その中で休暇制度を設けたということであった。

確かにこの休暇を申告すること自体が、自分が被害に遭ったと言うようなものであるので、そういったことも含めて鳥取でこういった形で運用しているのか聞いてみようと思う。
- 再提訴の内訳について、先行して導入してる県の例であるが、裁判所に支払う印紙代、郵送費の補助、弁護士に委託する費用を最大32万円もしくは33万円補助をしている。

(北口委員)

- 被害者家族の立場からお話させていただきます。

条例ができたことは素晴らしく、また改定、改正すべき点はしていただきたい。最初に聞いた配偶者による暴力被害に関する相談支援、これが当初より時間が延びたということで、対応も相談件数も増えたということで、この時間ももう少し長くすれば

もっと相談しやすい人も出てくるかなと思います。改良の余地があれば考えていただきたい。

- 条例がある自治体について、被害に遭った人間は分かっているが、被害に遭ってない人間は自分には関係ないという頭しか持っていないと思うので、遭わないのが一番だが、こういう条例があります、もし困ったときには相談してくださいという活動を1人でも多くの方にしていきたい。
- 実際に被害に遭ったときの話になるが、被害の小さい大きいというのは比べるのは難しいが、例えば人の命が奪われるような事件にあったとき、実際は突然起こった事件で、残された家族というのは何をすればいいのかわからない。そういう状態で、その時に、今ここにこういう窓口がありますよと知っていても、その時点で自分たちの方から話ができるかといえば、話がしづらいという面もある。事件性の大きい小さいで決めるのは難しいが、困っておられるなら、待つのではなく、支援者の方から一言声を掛ける部署があると助かります。我が家の場合は県警の相談室の方が常に動いておられて、どうですかという具合に相談には乗ってもらったので、待つ姿勢でなく、自ら歩み寄る姿勢をとっていただけたら大変助かります。
- 犯罪被害者等損害賠償請求について。実際我が家の事件で言えば、2000年に事件解決して、民事の方では勝訴してはいるが、当然加害者に払う能力がないので、10年すれば、また延長するための手続が必要になってくる。その時の弁護士さんには、「多分10年以内に損害賠償のお金を払ってもらえるとは思えないし、また再度請求してもそこで払ってもらえるとは思いませんけど、また再度請求する時には知恵を貸してください」と伝えていきます。

こういう手続に必要な費用を負担していただければ大変助かるし、また、そういう制度が利用できるのであれば利用したいと思っています。

ただし、利用する側としての不安はどんな書類が必要なのか、すごくたくさんいるのか、極端な話、何か1枚の紙で済むのか、要はその辺の負担の軽減が見えないところがあるので、できればなるべく負担のないようにしてもらえたら助かります。

(事務局)

- 被害に遭っていない方への広報は我々も課題に思っており、いろいろアンケート調査もするが、犯罪被害に遭ったときの窓口を知っていますかという質問に対して、例えば被害者支援センターも、性被害ワンストップセンターも、10%ぐらいしかない。どうやったら被害に遭っていない無関心の方々に響くのがなかなか難しく、他の部局も巻き込んで考えていきたいと思っている。
- 再提訴の関係について、内野先生からの意見もあったが、何か利用しようとするれば色んな書類が必要というその負担感、これはとてもよく分かるので、また市町会議などで話はしていきたい。

(濱野委員)

- 現行の取組方針の進捗状況について。犯罪被害に遭われた方がまず相談に行くのは事実上警察なので、警察から広島県の被害者支援センターにつないでいただければ、弁護士のところまで事件が流れてくる。やはり犯罪被害に遭われた方をどこでキャッチできるかというのが大事だが、県警は被害者支援センターと繋がりのある方も多いので、そのルートはできているかなとは思っている。
- 先ほど被害者支援センターの池田さんが言われた周知について、去年も指摘したが、ワンストップセンターは色んなところでステッカーを見る。だが、被害者支援センターのステッカーというのはなかなか見ない。被害者の方が何か犯罪被害に遭って相談

したいなと思ったときに、そういうステッカーを見るというのは非常にいい契機なのではないかと思っているので、周知の方法について、ワンストップセンターと同様に被害者支援センターもステッカーを貼れたらいいなと思っている。

- 現況に関しては、市町で条例施行があったり取組をしていただいているので大変助かるなどは思っている。
- 被害者支援センターからも法律相談の依頼を受けることはかなり多いし、ワンストップセンターから依頼を受けることが多い。各センターに関してはある程度機能していると、弁護士としては思っている。
- 取組方針の見直しに向けた論点について。私は四国のDV被害者支援施設を支援している。今そこでトピックになっているのは男性の被害者。内閣府の男女共同参画局が3年に一度配偶者からの暴力というようなテーマでアンケートをとっているが、男性も配偶者から暴力を受けており、DVの構造は女性被害者と全く変わらない。だが、圧倒的に男性被害者が相談に行った件数は女性被害者より少ないことがデータで出ている。

そこで、その支援施設では何とか男性被害者も窓口に来てもらおうと、支援につなげたいということでやっているものの、DVというと女性が被害者と思われることが多く、男性から女性への加害という構造と捉えられることが多い。

だが、調べてみるとDVは根底には支配があり、暴行だけに限らず精神的被害とかもあり、起きている支配の構造は男女間、性差は関係ない。男性被害者もかなりの数いるはず。そこにどうやってアクセスするのかとなったとき、今までは割と女性被害者が顕在化してきていたので、女性被害者を助けるというのが前面に出てきたことは致し方ないと思う。ただ、データとしては男性被害者もいるというのがあって、性暴力に関しても男性被害者さんがいるんだということがようやく周知されてきている。

ある種の犯罪被害の中には、何となく皆さんが女性が被害者と思っている節があるというか、勝手にすり込まれてる節があるところを掘り起こすフェーズにも入っているんじゃないかと私たちは思っている。男性被害者にも窓口に来てもらえるような施策を取っていただけないかとは思っている。男性被害者にアンケートを取って私たちもはっとさせられたが、別紙4の「配偶者から暴力を受けた方の相談窓口」とか、「ストーカー被害に遭われた方の相談窓口」につく絵がほぼ女性。男性被害者がこういうのを見ると、男性は被害者として窓口側から想定されていない、相談に行きにくいとなる。私たちの中に刷り込まれている先入観というか、そういうのがあるからこそ、こういうことが起きる。被害者に窓口に来てもらいたいから、視覚的に映りやすいものを載せようとしていると思うが、それが被害者は女性であるとの裏メッセージを男性被害者に与える可能性があるというのは、私もアンケートを取って初めて気づいて、目からうろこだった。広報する時にちょっと気をつけていただけたら助かる。

- 子供の性被害も同じように、男の子の被害者も一定数いるはずだが、やはり女の子の被害より表に出ないというのがある。

また、私が気になったのが、表の2の(2)「子供を対象とした加害者・被害者にならないための教育」で、この取組については別紙に「子供を対象とした加害者・被害者にならない教育」とある。ここは性被害に限定されていないはずだが次の行に行くと、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教育となっていて、子供を対象としたときに、子供を被害者とした性加害、性被害みたいなものが結構耳目を集めてるので、そっちに流れやすいというところがあるのではないかと思う。子供たちを被害者にも加害者にもさせないというようなことは性犯罪に限らないので、広く犯罪の被害者にも加害者にもさせない、男女問わずさせないというスタンスでの教育をしていただけたらとは思う。

- 二次被害防止・軽減支援金支給事業について。確かに私が知っている弁護士の中でも、これを使った弁護士はほぼいない。ただ、世間の耳目を集めるような犯罪被害に弁護士がついたときには、報道機関による取材の対応は実際にしている。どうやっているかという、裁判が起きるまでは日弁連からある程度の被害者支援の制度があるので、それを使って私たちがそれを支援活動の費用とする。そして、裁判が始まると、被害者参加ができるような事案であれば、被害者参加弁護士として、国から費用が支払われる。おそらく、その中で弁護士は取材対応をやっている。

この支援事業の対象が、報道機関への対応と SNS のインターネット上の発信者、中傷被害の削除依頼とかになっているので、取材対応をしないといけないが、他方でいちいち色んな書面を整えて、この制度を使ってやるというのは、こちらもバタバタして急いでいて、なかなかそこまでたどり着かない。

サイト管理者への削除依頼みたいな話になれば、被害者支援のよくあるパターンとはちょっと毛色が違ってきて、とるべき方法も特殊で、活動が多くなるので、こういう時には使えたらいいかなとは思っている。けれども、正直なところ、取材報道スクラムに対する対応とか、報道機関への申し入れについては、もう現行の制度の中でやっまっているという現状がある。

弁護士が制度自体を知らないということもあると思うが、いちいちその手続を取ってられないから、現状では既にある制度の費用の中でやっってしまう、みたいなことが起きているのではないかと思われる。もう少し制度が使いやすかったり、弁護士への周知というのにも必要なのかもしれないが。

(事務局)

- 現場の方々の御意見は、我々は直接被害者の方々に接する機会がないので、大変ありがたい。
- まずセンターの周知について。確かにワンストップの方はターゲットが絞られている、ショッピングセンターのトイレとかにステッカーを貼らせてもらっている。
先ほども申し上げた、認知度を全体的に上げていこうと思った時に、例えばどういった広報がいいのかというのが一番頭を悩ませるところ。先ほど病院にパンフレットを置いてそれを見たという御意見もあったので、どういったところに何をすれば良いというのがあれば、またお知恵を借りたいと思う。
- 県のホームページで大変申し訳ないが、おっしゃる通り、ジャニーズの件でも男子の被害があり、性被害の申告率というのは 10% 程度しかないが、認知件数も上がってきているので、男子の性被害者の支援にも力を入れていきたいと思っており、デザインの話についても、県の広報の中でトピックの一つとして挙げていきたい。
- 二次被害の件については、日弁連から費用が出ていると知らなかったもので、現行の要件の中で、こういうふうにしたら使いやすくなるのではということがあれば、改めてお話を聞かせていただきたい。

(檜山委員)

- 「支援」というのが、被害者や家族が動けばそれを支援するというのが多くて、それが負担になっているような気がする。例えば、1 件しか申し込みがなかったという 23 万円支援するというものも、弁護士に委嘱するものに対して 23 万円の支援金を支給するもの。だが、被害者や家族はどこに弁護士を委嘱したらいいとか、そういうものも自分で見つけなければいけないとなるとハードルが高いと思う。

だから、お金を支援するのではなくて、こういう報道機関による問題があるということセンターに相談すれば、センターが弁護士に依頼するとか、動いてくれるという方が良いのではないかと思う。

- 勝訴してもお金を払ってもらえないということが非常に多く、泣き寝入りされている方が多いと思う。もう1回訴訟しても払っていただける可能性は低い。勝訴判決を下したのが公的機関ならば、それを履行するまでは公的機関が支援するという方が、犯罪被害者としては非常に助かるし、そうすべきではないか。無理なのかもしれないが、家族や本人が再提訴するのではなくて、支払わない者に対しては公的機関がそれをすると。そして、どうしても払えない人に関しては、例えば生活保護は行政が支払っているわけなので、勝訴しても払ってもらえない家族には、公的機関がある程度お金を支援して、本来払うべき犯罪者には公的機関が請求すれば、支援としては非常に有用なのではないかと思う。

(事務局)

- 損害賠償のお金をまず行政が被害者の方々にお支払いし、回収は行政が行うという御意見があること、明石市でそういう取組をしているというのは承知しているが、これを全国的な流れとしてやるという方向には至っていないというのが現状。
被害者の気持ちとして、また実際に自分がそうなったらどうなるかというのを考えたときに、そうなって欲しいというのはよくわかるが、ジレンマがあるというのが現状である。

(吉中委員)

- 二次被害防止・軽減支援金支給事業については、先ほど濱野委員が言われたことが、非常に重要な点だと思う。それに対する回答として事務局からも言われたように、やっぱり使い勝手を良くしていくということが何より重要。弁護士会で対応しているということで、実際それで動いているということであれば、そこで先ほど毛色が違うとおっしゃられていた、例えばインターネット上の情報に関する発信者、サイト管理者等への削除依頼など、そういったものに解消を図っていくべき。
もちろん、メディアスクラムにも対応するというのも良いが、それを前提にした方法で周知を行うとまた違って来るかもしれないので、その事件に対応している弁護士が事件対応で忙しい中で、また削除要請というのは確かにちょっと違うような気がするので、そこについても支援が届くようにしていくともう少し使い勝手が良いのかなと思う。
- 相談先の周知という問題について、同じようなことでも知れ渡っていることとそうでないことがあり、ステッカーの配り方などの具体的な問題をどういうふうにしたら良いかということも気になるが、重要なことは、周知されているからといってそのリソースにアクセスできるとは限らないということ。私も実は犯罪被害に遭ったことがあるのですが、こういうのがあるねと分かっているにもかかわらずそのハードルを乗り越えて連絡するかどうかということについては、やはり抵抗がある。
そこで、先ほど来からも出ているが、被害者の側が積極的に動いていくということのはものすごくエネルギーがいることになるので、アウトリーチ的な対応を、ものによっては考える必要があると思うし、していく必要があると思う。それと同時に、なかなか難しいのかもしれないが、この必要な支援にアクセスしやすい環境の整備というところについて拝見していると、周知については、YouTube、フェイスブック、X、TikTokなどを活用して広報しているということだが、被害者が今度助けを求めるという時には、電話相談や、直接行くかということになっている。これも結構、電話しよ

うかどうかという事で悩むこともある。今、大学生を見ていると、電話はまず使わない。ほとんどはSNSで連絡してくる。あるいはEメール。特に最近の若者は、話すことに何か抵抗があるのかもしれない。SNSとかEメールを通じて相談できるような体制があれば、もう少しアクセスのしやすさというところで変わってくるのかなという気がしている。電話ができる方がいいが、その辺りのアクセスのしやすさというところで、ラインの開設などをしたらいいのかなと思う。なかなか難しく、ハードルがあると思うが、そこが課題かなと思っている。

- 広島というところは外国人が多いので、言葉がわからない外国人の方が被害に遭ったときにどうするか。実情がどうなっているのか知りたい。言葉の問題があってアクセスしにくいということがもしあれば、それは改善していかないといけないと思う。

要するに、我々が分かっている問題以外のところで、実は犯罪被害に遭われている人がいるのではないかということ。これはちょっとわからないので、どうやったらそれを知っていけるかということもあるが、また教えていただきたい。

- 二次被害等に係るインターネット情報の削除の問題は、二次被害に関して出てきているが、いわゆる一次被害として、最近侮辱罪の法定刑が引き上げられた。インターネット上における誹謗中傷が社会的な問題になっており、そういうインターネットを通じた被害を知り、その被害を軽減していく取組も必要なのではないかと思う。

私も犯罪学が専門だが、平成15、16年ぐらいからずっと犯罪認知件数は下がってきている。ところがこれはいわゆる街頭犯罪のことであって、その他、いわゆるインターネット犯罪とか個別の犯罪で増えているものもある。そういった見えにくい犯罪、あるいは暗数の大きい犯罪みたいなものがあるのであれば、そこには注目する必要があるのかなと思っているところ。

- 県の取組自体に対しては、すごく真剣にされているので特に私から申し上げることはない。

(事務局)

- 電話相談自体が負担になるという点は、かなり貴重な意見。支援のメニューの中で、電話以外にどういった手段があるのかといったことについて、センターとも話ができればと思う。

(吉中委員)

- 電話相談するときに、普通の人電話だと「私は●●です」とか言うが、そういう名前を言わないといけないのか。もし、相談するか迷っている人に名前を言わなきゃいけないのかなという懸念があるとすれば、そうじゃないですよということが分ければ、だいぶハードルが下がるのかなと思う。

(池田委員)

- お名前を伺うことはない。弁護士相談という話になったり、臨床心理士相談とか、面接となった時には、初めてお名前と連絡先をお伺いすることにはなる。最初から聞くということはない。

(事務局)

- 広報の仕方も大事で、何を皆さんが知りたいかということで、匿名でいいですよということを押し出していくことも大事かなと思う。

(吉中委員)

- 電話の件は、年代によっても違って、年配の人は割と電話の方が言いやすく、あと若い人達はラインとかメッセージの方がやりやすいため、両方できる必要があるのではないか。

(濱野委員)

- 二次被害防止・軽減支援金支給事業についてですけど、差し支えなければ申請のあった1件について、報道機関対応または削除依頼のどちらなのか、それとも両方だったのか、それは分かるか。

(事務局)

- 確認させていただいて、どこまで言えるのかというのは検討させていただく。

(濱野委員)

- インターネット上に誹謗中傷が上がっているのは被害者の方にとって本当に心理的な負担なので、削除の申請とかは確かにしたい。だが被害者の方について、事情調査の動向だとか色んなやりとりとか、裁判とかが始まってしまったらそれを1人の弁護士が全部担うのはなかなか難しい。そうすると、その担当した弁護士が、被害者の方から、こんなことがインターネットで上がっていますみたいな指摘を受けたら、それを知り合いの弁護士に、この削除依頼をこの制度を使ってやってくれないかという形で、委託するという使い方が一番使いやすいかなと思う。

報道機関の取材対応は、事件の内容をある程度細かく分かっているといけな。例えば、報道機関に対して一切もう何も話すことはありませんということであれば、もう別に何もしなくてもいい。ただ、場合によっては、むしろ被害者としても報道機関に知ってもらいたいことがあったりすることもあるので、そうなった時に、わざわざこれを使って、今の弁護士が申請するかなと思ったら、手間暇を考えたらもうしないような気もしている。なので、削除依頼の方が使いやすいのかなと思う。

被害者支援委員会では話題に上がる。インターネット上でこういう誹謗中傷なんか起きたらこれを使うこともありますね、と言うが、実際それで動いたという話は確かに弁護士会内でもまだなくて、これがどの程度の事務的負担なのかみたいなのは私自身もまだ知らないの、使いやすいければそういった使い方があるのかなと思う。

(事務局)

- ありがとうございます。より使いやすくなるよう、改善していきたいと思う。外国人の関係だが、センターで外国人の方への支援などを行ったことはあるか。

(池田委員)

- ある。ただし外国人の方が被害者で御家族が日本人の方であれば、その方に通訳に入ってもらおう。外国人のみの場合、通訳を探すのは英語や中国語であれば何とかなるが、フィリピン語とかになると通訳の方を探すのが大変で、実際に直接支援に携わったことはほぼない。

(濱野委員)

- センターの枠組みとして、通訳費用が発生した時にそれを出す仕組みはあるか。

(池田委員)

- ない。通訳費用をどうするかというのも具体的にはまだです。実際には弁護士相談に乗っていただくこともあると思うが、弁護士の方も英語が必ずできるというわけでもないで、実際どう動くかというのは、手探り状態。

(吉中委員)

- 大学では中国人の方が犯罪被害に遭ったという相談がある。そこまでではない場合、大学内で解決できる場合もあるが、潜在的には被害を受けている方がいるのではという気がしている。言葉が分かる人がついてくればいいが、1人で悩んでいることが多いのではないかと。その辺はどうしても最後の方になってしまうのかなという気がしている。声も上げられないからそもそも分からないということがある。

(池田委員)

- 裕福な方もいれば、見習いとして研修で来ている場合もある。その対応になると、色々な人が絡んできてセンターが関われなくなってしまったりというのも実際にある。

(吉中委員)

- 将来的な課題だが、外国人に優しい地域社会であって欲しいと、個人的に思う。

(事務局)

- おっしゃる通り。災害の際に外国人に対してどうするのかという問題は出ている。本県でも国際センターなどもあるので、何ができるか探していきたい。

(伊藤委員)

- 参考までだが、司法通訳の専門の方は「多少しゃべれても駄目です。中途半端な通訳は、むしろ問題を起こします。」ということを知っていたので、注意が必要。

(伊藤委員)

- 別紙1の2ページ目Aについて、「専科」とか「教養を実施した」とあり、読めば何となく分かるが、専門用語なので括弧書きか普通の表現で書いていただきたい。

(北口委員)

- 各市町村の条例の制定状況が一覧表で出ているが、実際まだ23市町のうち14市町だけで、できれば私の住む廿日市も制定して欲しいという頭を持っている。今制定されていない市町はどういう動きなのか、もし分かれば教えていただきたい。

(事務局)

- 廿日市からは相談があり、新聞報道であった三原市も来年の施行に向けて動いているということで、確実に増えてるという状況。

別紙2の地方における途切れない支援の提供体制という中でも、条例の必要性に触れられているので、市町にも情報共有して打ち合わせをしようと思うが、現状、市町の支援メニューが、広島市以外は見舞金しか思いつかない状況。もちろん福祉サービスとかは、それぞれの市町でやっていると思うが、被害者の方が何を利用できるのかというところが、必ずしも、我々も把握していない部分があるので、調査をして、市町や関係機関の方々にも共有できるような形にしていきたい。

- 吉中委員がおっしゃった通り、知っていることと行くかどうかというのは全く別問題なので、どうやったらよいか、アウトリーチやこの通知もそうだが、検討していき

たい。あくまでも被害者の方々のニーズに寄り添って、被害者の方々それぞれの事情があるので、どういったふうに、そっとして欲しい時に「こんなものがあります」と情報提供するのが良いのかどうかということも含めて、被害者支援のあり方というものを考えていかないといけないと思う。

(吉中委員)

- 例えば、児童虐待の分野なんかでは児童民生委員の方々へ研修をされていて、私の知っている地域でも、訪ねて行って「どうですか」と声かけをしており、潜在化しているものに対する支援は大切だと思う。

例えば学校の先生にも気づいてもらえばと思う。DBSの問題も含めて研修が必要なのかなと思う。

(事務局)

- 河口委員が教育委員会にいらっしゃるので、個別にお話をさせてもらいたい。

(吉中委員)

- 家庭と学校と社会と、しっかりとそれぞれ築いていくことが大事と思うが、社会がちょっと難しい感じがする。